⑲　地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更　本工事は「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

6　Summary

(1)　Official in charge of the contract of the procuring entity : Toshio Nakai, Director General of Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited.

(2)　Classification of the services to be procured : 41

(3)　Subject matter of the contract : Floor slab replacement works of Sakawagawa Bridge and other 2 bridges on Tomei Expressway

(4)　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 24 February 2021

(5)　Time-limit for the submission of tenders : 4 : 00 P.M. 9 April 2021

(6)　Opening of tenders : 10 : 00 A.M. 15 June 2021

(7)　The language used for application and inquiry shall be Japanese

(8)　Contact point for tender documentation : Assistant Manager of Contract Division, General Affaires and Corporate Strategy Department, Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. Shiroyama Trust Tower 11F, 4―3―1, Toranomon, Minato-ku, Tokyo, 105―6011 Tel. 03―5776―5600

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

令和３・４年度において独立行政法人国立印刷局における競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

令和２年12月15日

独立行政法人国立印刷局

理事長　岸本　　浩

◎調達機関番号　562　◎所在地番号　13

1　契約の種類及び業種の区分

競争参加資格を得ようとする者の契約の種類及び調達されるサービスの業種の区分は次のとおりとする。

（掲載の順序　契約の種類：業種の区分）

(1)　建設工事（総合建設工事）　１土木一式工事　２建築一式工事

(2)　建設工事（総合建設工事以外の工事）　１大工工事　２左官工事　３とび・土工・コンクリート工事　４石工事　５屋根工事　６電気工事　７管工事　８タイル・れんが・ブロック工事　９鋼構造物工事　10鉄筋工事　11舗装工事　12しゅんせつ工事　13板金工事　14ガラス工事　15塗装工事　16防水工事　17内装仕上工事　18機械器具設置工事　19熱絶縁工事　20電気通信工事　21造園工事　22さく井工事　23建具工事　24水道施設工事　25消防施設工事　26清掃施設工事　27解体工事　28その他

(3)　測量・建設コンサルタント等　１測量　２建築士事務所　３建設コンサルタント　４地質調査　５補償コンサルタント　６土地家屋調査　７計量証明　８その他

2　申請の時期

(1)　定期の申請　令和２年12月15日から令和３年１月29日まで（当日消印有効）

(2)　随時の申請時期は、上記期間以降随時に申請を受け付けるが、令和３年４月１日以降の入札に間に合わない場合もあるので、留意すること。

3　申請の方法

(1)　申請書の入手方法　申請書は国立印刷局所定の「一般競争参加資格審査申請書（建設工事）」及び「一般競争参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」を国立印刷局ホームページ(ＵＲＬ：https://www.npb.go.jp/ja/guide/finance/nyusatu/shikaku.html)にアクセスして取得するものとする。

(2)　申請書の提出方法　国立印刷局で付与する競争参加資格は、国立印刷局の全ての機関に対し有効なものとなるので、次のところへ郵送又は宅配により提出すること。

〒105―8445 東京都港区虎ノ門２―２―５

独立行政法人国立印刷局財務部契約課資格審査受付　電話03―3587―4514、03―3587―4306

(3)　申請の添付書類　申請書に次の資格の種類に応じた書類を添付して提出すること。

なお、公的機関が発行する書類については、申請日から３か月以内のものとする（内容が鮮明であれば写しでも可とする。）。

イ　建設工事

(ｲ)　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し（雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれの当該事実を証明する書類）

(ﾛ)　工事経歴書

(ﾊ)　営業所一覧表

(ﾆ)　国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第９号書式納税証明書（その３）、納税証明書（その３の２）、又は納税証明書（その３の３）（以下「納税証明書その３等」という。）のいずれかの書類又はその写し

(ﾎ)　建設共同企業体協定書の写し（経常建設共同企業体による場合に限る。）

(ﾍ)　適格組合証明書の写し（官公需適格組合による場合に限る。）

(ﾄ)　企業集団及び企業集団についての数値等認定書の写し（グループ経営事項審査の結果による場合に限る。）

(ﾁ)　企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書の写し（持株会社化経営事項審査の結果による場合に限る。）

(ﾘ)　合併等に係る契約書の写し（合併等により新たに設立された会社等による場合に限る。）

(ﾇ)　資格審査結果通知書送付に使用する返信用封筒（郵便切手貼付、送付先記載のこと。）

令和元・２年度において競争参加資格の等級決定を受けている建設業者で、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者のうち、更生手続及び再生手続き（以下「更生手続等」という。）の開始の決定以後に再度の競争参加資格の申請を行う者については、次の(ﾙ)～(ﾜ)の書類を合わせて添付するものとする。

(ﾙ)　更生手続等開始の決定書の写し

(ｦ)　貸借対照表及び損益計算書

(ﾜ)　更生手続等開始の決定時以降に定款、役員等の変更があった場合は、当該変更を証明する書類

ロ　測量・建設コンサルタント等

(ｲ)　測量等実績調書

(ﾛ)　技術者経歴書

(ﾊ)　営業所一覧表

(ﾆ)　登記事項証明書又はその写し（法人の場合）

(ﾎ)　登録証明書等又はその写し（各種登録規程等法令に基づき登録等を受けていることを証明する書類）

(ﾍ)　納税証明書その３等又はその写し

(ﾄ)　財務諸表類（直前１年度分）